

政策会議付議事案書（令和3年4月20日）

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた基本方針について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和2年10月、国は、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、脱炭素社会実現に向けた2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボン）を表明しました。</p> <p>本市も、令和3年第1回定例会の施政方針において、森林里山や名水などの他に誇るべき地域資源、さらに「森・里・川・海」の自然的な繋がりをもたらす地域特性を未来の世代に良好な姿のまま引き継げるよう、ゼロカーボンシティ実現への挑戦を表明しました。</p> <p>このゼロカーボンの実現に向けては、多様な主体との協働を前提に、目標年次である「2050年」を見据えた長期的な政策の方向性（以下「基本方針」という。）を明らかにし、その基本方針を具現化した実行計画による効果的かつ効率的な推進体制を構築していく必要があります。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和3年2月 令和3年第1回定例会施政方針において、ゼロカーボンシティへの挑戦を表明（令和3年4月末時点で、県内自治体では県を含み12例目、全国では285例目として承認）</p> <p>〃 3月 第3次秦野市環境基本計画において、表明行為を明記</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 基本方針をフェーズ（地球温暖化対策の進捗段階）ごとに次のとおり設定すること。</p> <p>【Road1(2021～2030)】数値目標の達成と教育、意識の徹底 ……(土台の形成期)</p> <p>【Road2(2031～2040)】多面的思考に基づいた施策の拡充 ……(検証と転換期)</p> <p>【Road3(2041～2050)】ゼロカーボンシティに向けた最終調整 ……(最終的な調整期)</p> <p>2 基本方針に基づく実行計画として、「(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画」を位置付けること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画の策定スケジュール</p> <p>令和3年5月上旬 庁内検討組織を設置</p> <p>〃 10月下旬 計画案について、秦野市環境審議会において報告（書面）</p> <p>〃 11月15日 計画案について、定例部長会議において報告</p> <p>〃 11月16日 計画案について、議員連絡会において報告 パブリックコメント実施</p> <p>〃 2月中旬 計画案について、秦野市環境審議会に諮問</p> <p>令和4年3月末 計画策定・公表</p>	

## ゼロカーボンシティの実現に向けた基本方針について

令和3年4月20日

環境共生課

ゼロカーボンに代表される脱炭素社会の実現は、2050年という未来のゴールに対し、“今から何を実行すべきか”が問われています。

そこで、ゼロカーボンシティへの挑戦を表明した本市においては、その実現に向け、「組織の編成」と「施策の充実」の視点を中心に、足元からの取組みを効率的かつ効果的に機能させる推進体制を構築する必要があります。

については、2050年までの政策の方向性を「基本方針」として設定し、その基本方針を着実に推進する「実行計画」には、(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画を位置付け、もって地球環境の危機への責務を持続可能な形で果たしていくものとします。

## 1 現状と対策すべき課題

## (1) 現状（二酸化炭素排出量(千t)と削減率(%)の推移)

	H25	H29	H30※1	現状値	R12	目標値	
	■基準年	(H25比)		(H25比)	■目標年	(H25比)	
産業部門※1	330千t	286千t (▲13.3%)	263千t	▲20.3%	313千t	▲5.5%	
民生部門 ※2	業務	145千t	157千t (↑8.3%)	149千t	↑2.8%	89千t	▲39.1%
	家庭	189千t	167千t (▲11.6%)	172千t	▲9.0%	116千t	▲38.6%
運輸部門※2	184千t	170千t (▲7.6%)	166千t	▲9.8%	135千t	▲26.7%	
廃棄物部門※1	17千t	16千t (▲5.9%)	18千t	↑5.9%	16千t	▲4.3%	
合計	865千t	796千t (▲7.9%)	768千t	▲11.2%	669千t	▲22.7%	

## 【課題の捉え方(赤枠内)】

※1. 産業部門については、排出量こそ最大量であるが、**H30 現状値(▲20.3%)が目標値(▲5.5%)を達成している**ことから、課題認識から外すもの(維持向上に努める)。また、廃棄物部門についても、排出量が増加しているものの、**最小量で、かつ1tの差でも増減幅が大きく算出される**ことから、課題認識から外すもの(削減向上に努める)。

※2. **H29. 30 現状値とも目標値から大きく乖離**しており、より一層ノン・ステート・アクターが課題を自覚し、コミットメントできるような抜本的な対策が求められる。

## (2) 課題に対するアプローチ

### ア 民生部門

高効率機器への交換や再生可能エネルギーの導入などの事業活動がメインとなるワークスタイルと、省エネや環境配慮行動などのライフスタイルにおける行動の転換が求められます。

### イ 運輸部門

更なる技術革新に加え、カーシェアやオープン型宅配ボックスなど、生活の一部であるモビリティと、消費に関するライフスタイル（アと重複）の見直しが求められます。

### ウ まとめ

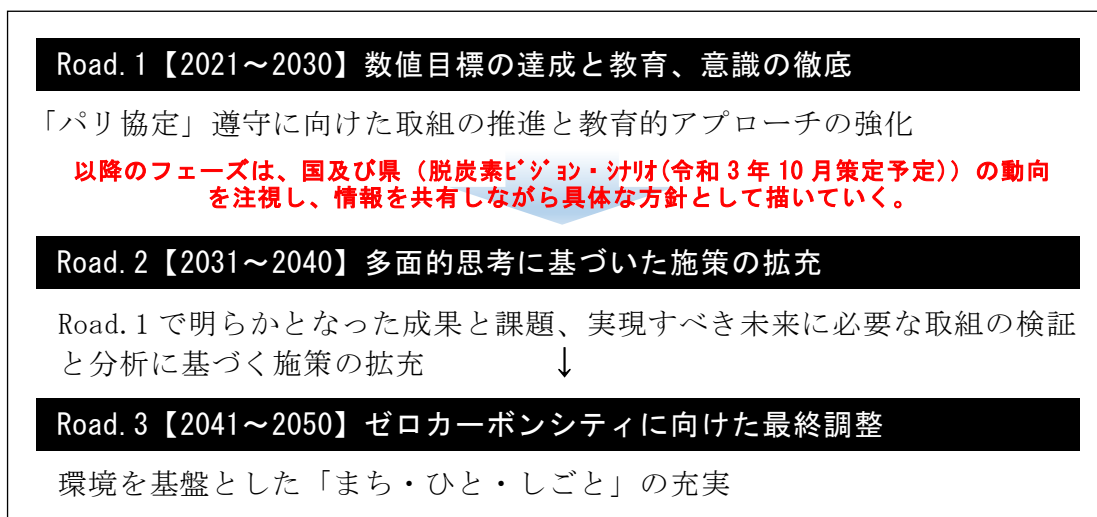
両部門とも、事業者が担う役割が非常に大きく、行政の役割は、こうした事業活動に対して社会潮流に即した支援、あるいは、一事業所として率先して取り組むべき事項（庁舎のLED化、事務ペーパーレス化、電気自動車への転換など）の両面からのアプローチを実行するとともに、これらすべての行動の基盤となる「人づくり（環境教育等による意識向上の徹底）」にも注力すべきものと捉えています。

## 2 基本方針の考え方について

### (1) フェーズ（地球温暖化対策の進捗段階）の設定

2050年までの約30年間については、国内外の潮流及び市域の動向を反映させた【Road1. 土台の形成】→【Road2. 検証と転換】→【Road3. 1, 2の集大成と最終調整】のフェーズを設定し、これを基本方針として位置付け、そのテーマに沿った施策を展開していきます。

### (2) 基本方針のテーマ

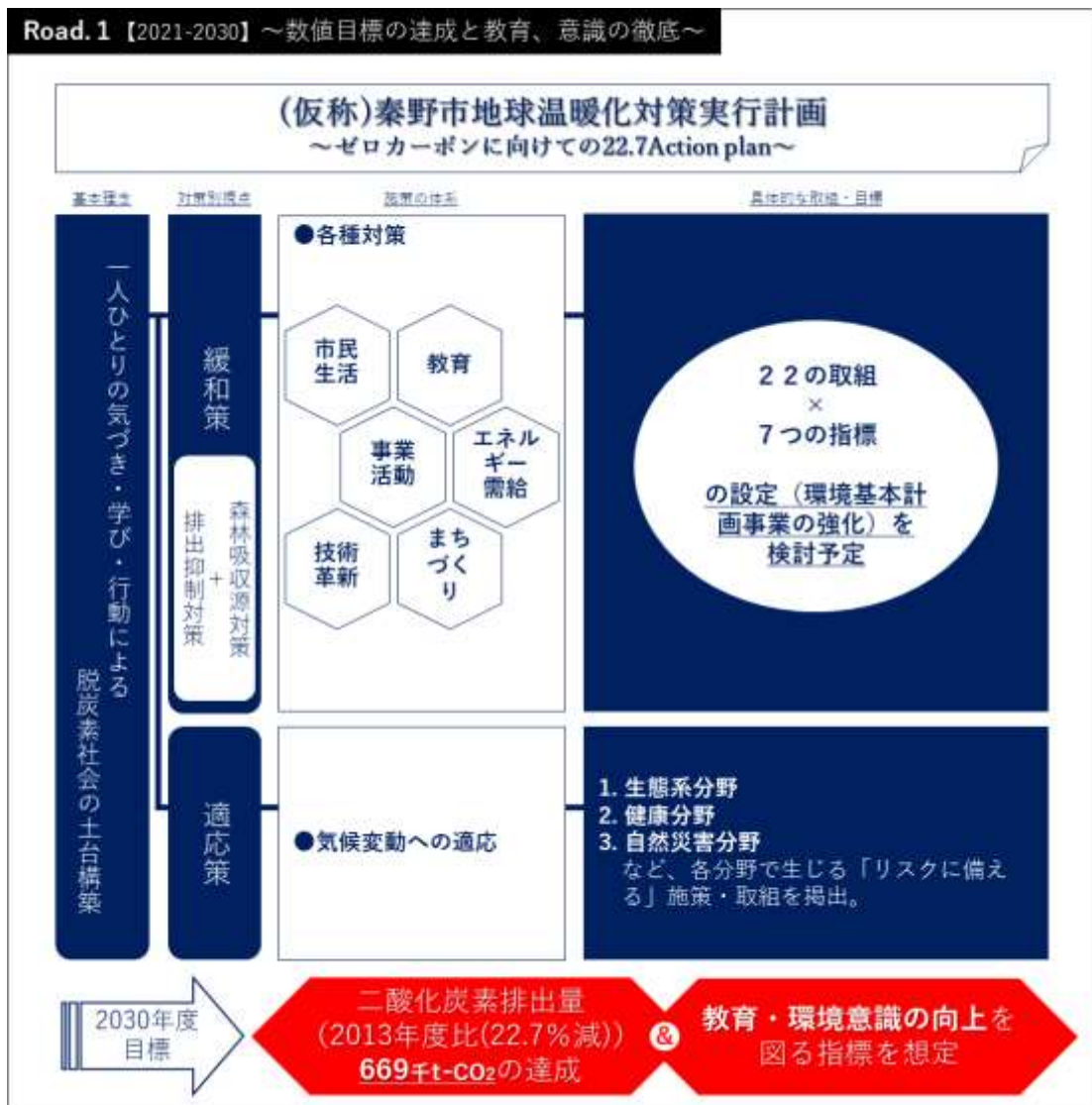


### 3 基本方針に基づく実行計画について

#### (1) 実行計画の概要

1-(2)で明らかとなった課題について、関連する主体との協働により、具体的な取組を検討します。

また、取組を実行するうえですべての行動の基盤となる「人づくり（環境教育等による一人ひとりの意識向上の徹底）」にも注力し、課題の解決はもとより、この期間で培った「行動意識」の次のフェーズへのスムーズな移行を目指します。



#### (2) 庁内組織の新設

既存の地球温暖化対策庁内検討部会（H20. 4. 1 設置）を抜本的に見直し、特別職を含む全庁的な執行体制とする「（仮称）秦野市地球温暖化対策推進本部」を要綱により設置し、組織横断的な進行管理を図る予定です。

## 【組織のイメージ】

<b>推進本部</b>	所掌事務※1 の総合調整の ため常設→ ←結果を報告	<b>幹事会</b>	所掌事務の具 体的検討のた め設置可→ ←結果を報告	<b>作業部会※2</b>
特別職及び部長級等 で構成(20名程度)		課長級等で構成  (30名程度)		幹事会が指名する職員 で構成(幹事会と同数)

※1. 所掌事務の概要は、(1)地球温暖化対策における統括的事項／(2)実行計画の策定及び実施における「緩和策」／(3)実行計画の策定及び実施における「適応策」／(4)ゼロカーボンの実現による脱炭素社会の構築に向けた基本的方針／(5)その他、地球温暖化対策に必要な事項の5事項を想定。

※2. 作業部会は、所掌事務に応じて組織する。

### (3) 国及び県における政策動向との協調

ア 国：地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）

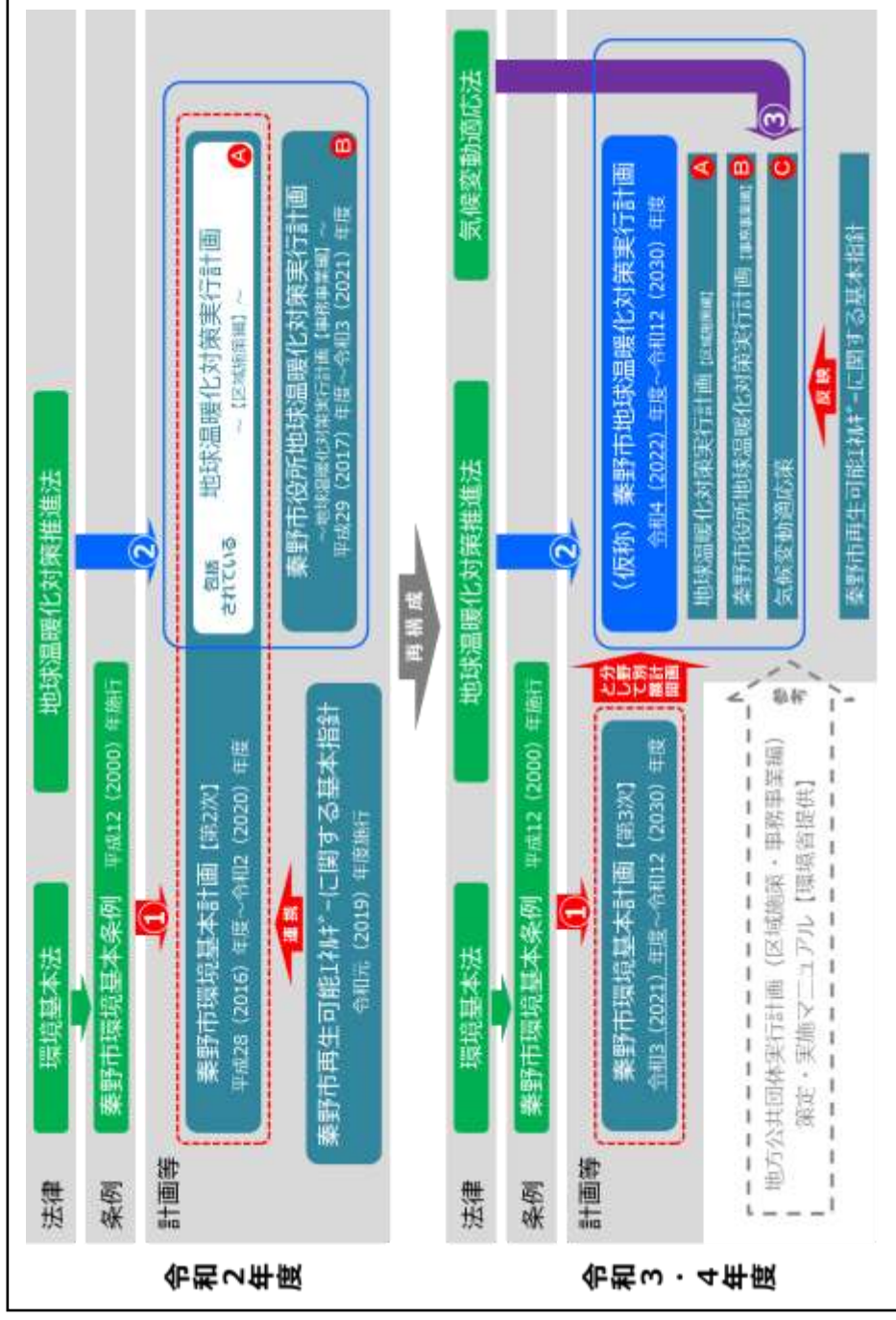
気候変動適応計画（2018年11月閣議決定）

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2020年12月策定）

イ 県：神奈川県地球温暖化対策計画（2016年10月改定）

脱炭素ビジョン・シナリオ（2021年10月策定予定）

(4) その他（環境施策を担保する計画等の整理）



【③気候変動適応法体系】

（平成30年施行）

法的仕組みの整備及び法第4条（地方公共団体の責務）の趣旨を踏まえ、気候変動への適応に資する施策（C）を計画内に位置付け明確化し、また、組織横断的に取り組むもの。

【②地球温暖化対策推進法体系】

法第21条第1項（事務事業編(B)）及び第3項（区域施策編(A)）を一元化し、地球温暖化対策に特化した分野別計画として展開するもの。

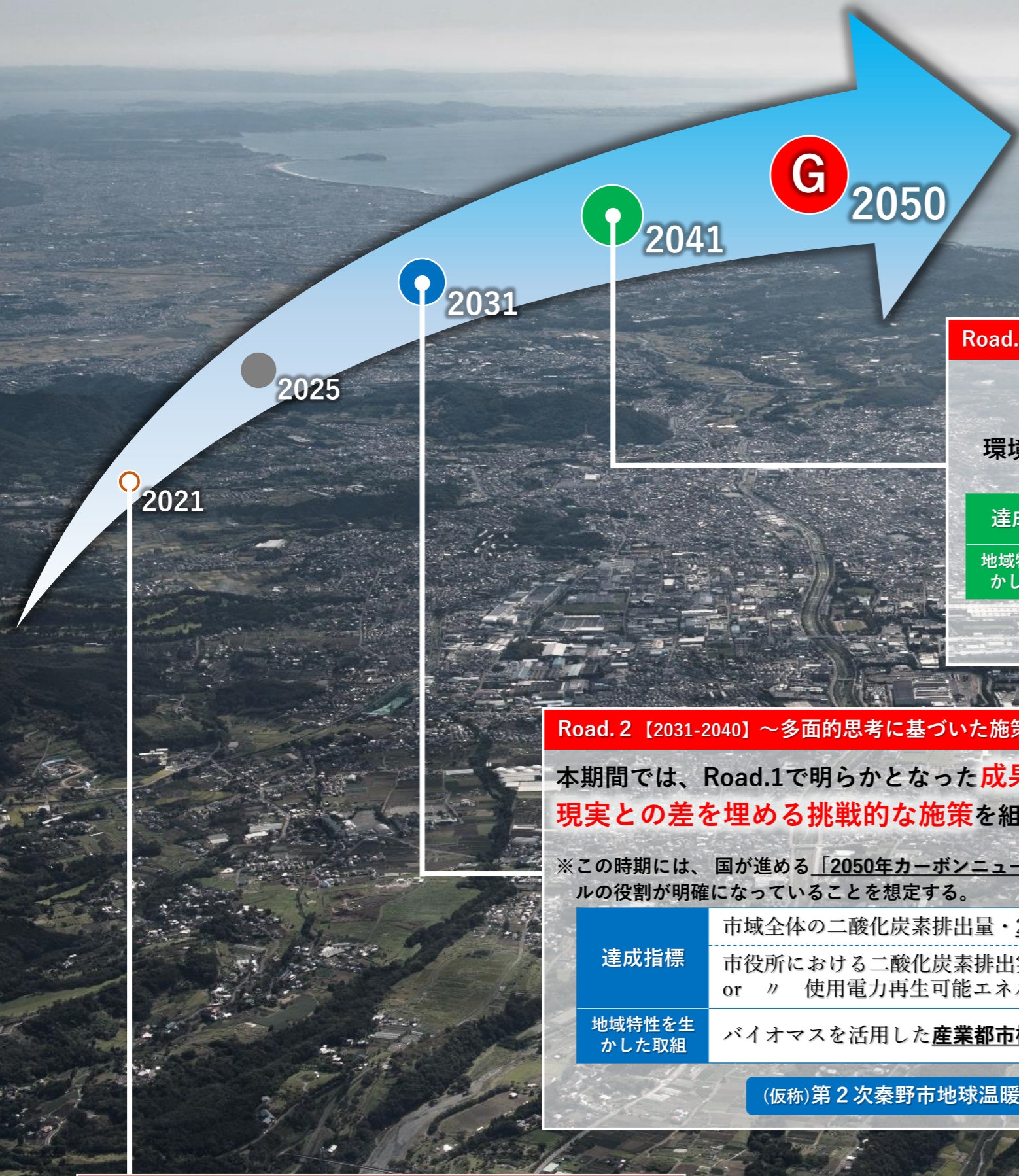
※再生可能エネルギーに関する基本指針は、計画への積極的な反映に活用するもの。

【①環境基本法体系】 ※令和2年度策定済

秦野市環境基本条例第10条に基づく環境分野における総合的計画として位置付け、環境の視点から分野別計画及び諸施策を統括するもの。



# ゼロカーボン 2050 hadan0



## Road. 3 [2041-2050] ~ゼロカーボンシティに向けた最終調整~

予測は極めて難しいが、実現したいまちの**“あるべき姿”**

環境に配慮された**まち**・環境意識を培った**ひと**・クリーンで持続可能な**しごと**

**達成指標** 市域全体の二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)の実現

**地域特性を生かした取組** 森・里・暮らしをつなぐバイオマス都市はだの

(仮称)第3次秦野市地球温暖化対策実行計画による進行管理

## Road. 2 [2031-2040] ~多面的思考に基づいた施策の拡充~

本期間では、Road.1で明らかとなった**成果や課題の分析から導く施策**とともに、**現実との差を埋める挑戦的な施策**を組み合わせながら展開を図る。

※この時期には、国が進める「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等に基づく市町村レベルの役割が明確になっていることを想定する。

**達成指標** 市域全体の二酸化炭素排出量・2030年度比●●%削減 ※現時点では不確定な指標

市役所における二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンオフィス)の実現  
or // 使用電力再生可能エネルギー100%(RE100)の実現 など

**地域特性を生かした取組** バイオマスを活用した**産業都市構造の安定稼働と拡充**

(仮称)第2次秦野市地球温暖化対策実行計画による進行管理

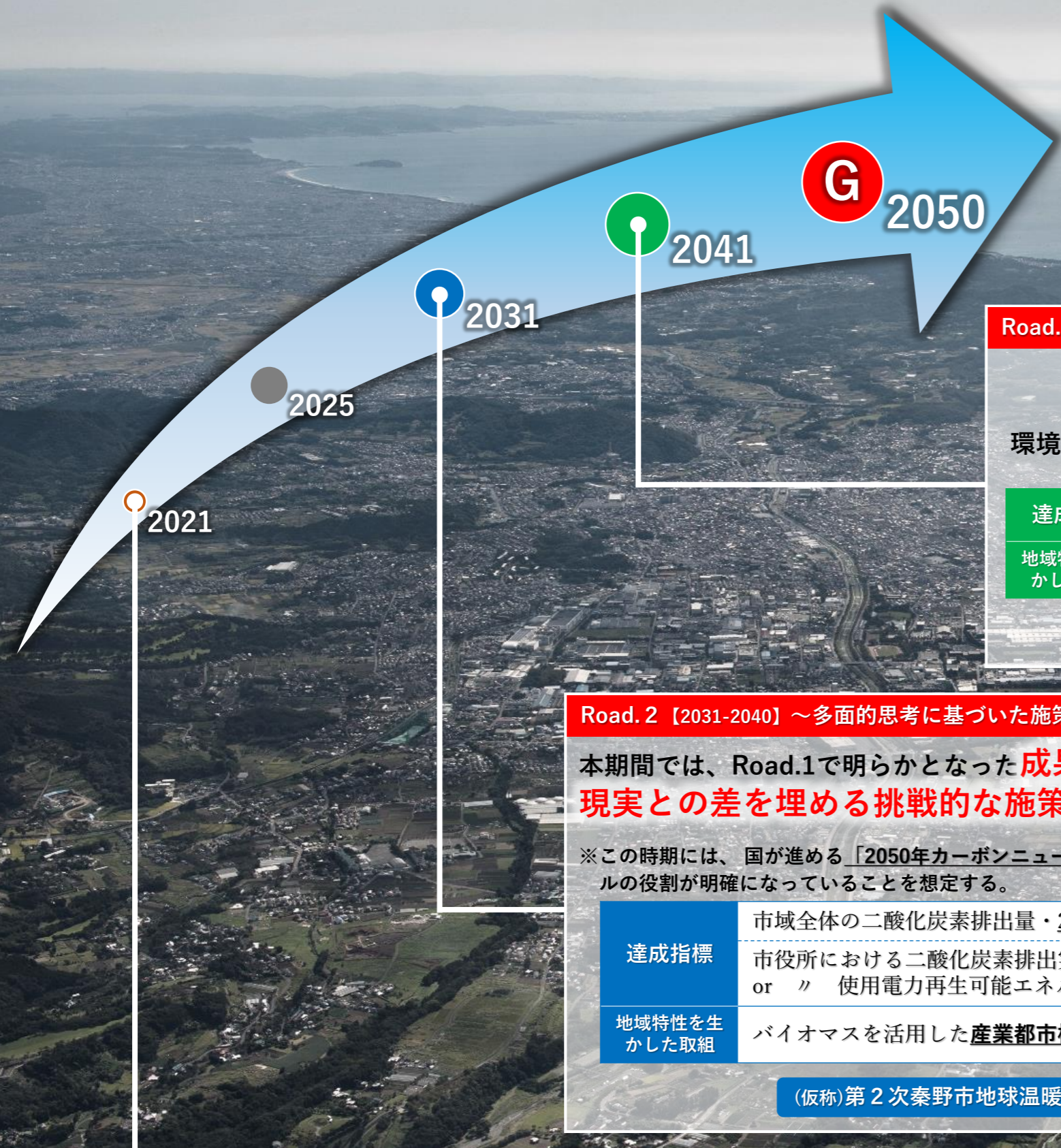
## Road. 1 [2021-2030] ~数値目標の達成と教育、意識の徹底~



推進体制（基本方針及び実行計画）の全体像 ~ road to Zero Carbon City, hadan0 2050 mirai challenge ~



# ゼロカーボン 2050 hadan0



## Road. 3 [2041-2050] ~ゼロカーボンシティに向けた最終調整~

実現したいまちの**あるべき姿**

環境に配慮された**まち**・環境意識を培った**ひと**・クリーンで持続可能な**しごと**

**達成指標** 市域全体の二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)の実現

**地域特性を生かした取組** 森・里・暮らしをつなぐバイオマス都市はだの

(仮称)第3次秦野市地球温暖化対策実行計画による進行管理

## Road. 2 [2031-2040] ~多面的思考に基づいた施策の拡充~

本期間では、Road.1で明らかとなった**成果や課題の分析から導く施策**とともに、**現実との差を埋める挑戦的な施策**を組み合わせながらの展開を図る。

※この時期には、国が進める「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等に基づく市町村レベルの役割が明確になっていることを想定する。

**達成指標** 市域全体の二酸化炭素排出量・2030年度比●●%削減 ※現時点では不確定な指標

市役所における二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンオフィス)の実現  
or 〃 使用電力再生可能エネルギー100%(RE100)の実現 など

**地域特性を生かした取組** バイオマスを活用した**産業都市構造の安定稼働と拡充**

(仮称)第2次秦野市地球温暖化対策実行計画による進行管理

## Road. 1 [2021-2030] ~数値目標の達成と教育、意識の徹底~

※施策の展開及び目標等は省略

(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画の策定、及び進行管理



政策会議付議事案書 (令和3年4月20日)

提案課名 学校教育課

報告者名 上條 秀香

<p>事案名</p>	<p>秦野市学校給食センター設置条例を制定することについて</p>		<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>中学校給食の完全実施に合わせ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定により、学校給食センターを設置するため、「秦野市学校給食センター設置条例」を制定するものです。</p>		
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成30年10月</p> <p>平成31年4月</p> <p>令和元年6月</p> <p>〃 7月</p> <p>〃</p> <p>〃 12月</p> <p>令和2年3月</p> <p>〃 12月</p> <p>令和3年4月</p>	<p>秦野市中学校給食完全給食推進会議において、市長並びに教育長に「中学校完全給食の提供方式等について、センター方式(共同調理場方式)が最も効果的かつ現実的な方策である」との検討結果について報告</p> <p>秦野市立中学校給食基本計画において、秦野市学校給食センター(仮称)の建設地の決定</p> <p>市議会第2回定例会において、学校給食施設整備・運営事業費に係る補正予算(債務負担行為)が可決</p> <p>7月定例教育委員会会議において、公民連携による学校給食センター(仮称)施設整備及び運営事業の受注者の募集について協議</p> <p>秦野市学校給食センター(仮称)施設整備及び運営事業に係る公募型プロポーザルの公表</p> <p>ハーベストネクストグループと秦野市学校給食センター(仮称)運営事業(令和元年度債務負担行為設定)に関する基本協定を締結</p> <p>ハーベストネクストグループと秦野市学校給食センター(仮称)運営事業(令和元年度債務負担行為設定)の事業契約を締結</p> <p>秦野市学校給食センター(仮称)の建設工事着手</p> <p>4月定例教育委員会会議において、秦野市学校給食センター設置条例の制定について協議</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 位置及び名称について</p> <p>秦野市立学校の設置に関する条例(昭和39年秦野市条例第15号)別表第2に掲げる中学校において実施される学校給食の調理業務を一括で処理する施設を秦野市曾屋830番地1に設置し、その名称を「秦野市学校給食センター」と定めること。</p> <p>2 職員について</p> <p>秦野市学校給食センターに学校給食センター長その他必要な職員を配置すること。なお、配置する職員は、学校給食主管課の担当(学校教育課学校給食担当)とし、教育委員会規則で定めるもの。</p>		

今後の 取扱い	令和3年5月	5月定例教育委員会会議において、「秦野市学校給食センター設置条例の制定について」審議
	〃 6月	令和3年第2回定例会に「秦野市学校給食センター設置条例の制定について」上程
	〃 9月	秦野市学校給食センターが完成
	〃 10月	秦野市学校給食センター内に担当組織の事務室を開設
	〃	秦野市学校給食センター施設見学及び試食会等の開催
	〃 12月	中学校完全給食の提供及び公会計制度による中学校給食費の徴収等を開始
	令和4年4月	小学校給食に条例を適用し、教育委員会が小学校給食費の徴収等を開始

秦野市学校給食センター設置条例を制定することについて

秦野市学校給食センター設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、秦野市学校給食センターを設置するため、制定するものであります。

## 秦野市学校給食センター設置条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、秦野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

## (設置)

第2条 秦野市立学校の設置に関する条例（昭和39年秦野市条例第15号）別表第2に掲げる中学校において実施される学校給食の調理等の業務を一括して処理する施設として、学校給食センターを秦野市曾屋830番地1に設置する。

## (職員)

第3条 学校給食センターに、学校給食センター長その他必要な職員を置く。

## (委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

## 秦野市学校給食センター設置条例施行規則制定案要綱

### 1 所掌事務

教育委員会は、秦野市学校給食センターにおいて次に掲げる事務を行うこと。

- (1) 学校給食の献立及び調理に関すること。
- (2) 学校給食の配送に関すること。
- (3) 学校給食用物資の調達及び保管に関すること。
- (4) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (5) 学校給食の食物アレルギー対応に関すること。
- (6) 学校給食の備品等の維持管理に関すること。
- (7) その他学校給食センターの管理運営に関すること。

### 2 業務報告

学校給食センター長は、各月における学校給食センターの業務の概況をその翌月の10日までに、教育長に報告しなければならないこと。

### 3 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。

### 4 施行期日

条例と同日とすること。